

岩手県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第68号

岩手県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則

岩手県消防学校教育訓練規則（昭和49年岩手県規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																		
<p>（教育訓練の教科目等）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 校長は、必要と認めるときは、教科目の一部を分科し、又は他の教科目を付加することができる。この場合において、教育訓練の種類又は科の種別ごとの総時間数を下回らない範囲内において、教科目別時間数を増減することができる。</p> <p>（卒業証書等の授与）</p> <p>第13条 [略]</p>	<p>（教育訓練の教科目等）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 校長は、必要と認めるときは、教科目の一部を分科し、又は他の教科目を付加することができる。この場合において、教育訓練の種類又は科若しくは課程の種別ごとの総時間数を下回らない範囲内において、教科目別時間数を増減することができる。</p> <p>（卒業証書等の授与）</p> <p>第13条 [略]</p> <p><u>2 別表第6に規定する指揮幹部科に係る前項の規定による修了証書の授与については、その課程ごとに所定の教科目を修了したとき及び全ての課程の教科目を修了したときのそれぞれについて行うものとする。</u></p> <p>（き章の授与）</p> <p><u>第13条の2 校長は、学生が別表第6に規定する指揮幹部科の全ての課程の教科目を修了したときは、前条に規定する修了証書のほか、き章（様式第6号の2）を授与するものとする。</u></p>																																		
<p>別表第6（第5条関係）</p> <p>消防団員に対する幹部教育の科の種別並びにその教科目及び時間数</p> <p>1 [略]</p> <p>2 中級幹部科</p> <table border="1"><thead><tr><th>教科目</th><th>時間数</th></tr></thead><tbody><tr><td>講話</td><td>1</td></tr><tr><td>組織制度</td><td>1</td></tr><tr><td>現場指揮</td><td>3</td></tr><tr><td>防災</td><td>2</td></tr><tr><td>安全管理</td><td>2</td></tr><tr><td>事例研究</td><td>2</td></tr><tr><td>行事その他</td><td>1</td></tr><tr><td>計</td><td>12</td></tr></tbody></table>	教科目	時間数	講話	1	組織制度	1	現場指揮	3	防災	2	安全管理	2	事例研究	2	行事その他	1	計	12	<p>別表第6（第5条関係）</p> <p>消防団員に対する幹部教育の科及び課程の種別並びにその教科目及び時間数</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指揮幹部科</p> <p>(1) 現場指揮課程</p> <table border="1"><thead><tr><th>教科目</th><th>時間数</th></tr></thead><tbody><tr><td>講話・現場指揮・安全管理</td><td>1</td></tr><tr><td>火災防ぎょ訓練</td><td>2</td></tr><tr><td>水災活動訓練</td><td>2</td></tr><tr><td>救助・救命訓練</td><td>4</td></tr><tr><td>避難誘導訓練</td><td>2</td></tr><tr><td>災害情報収集・伝達訓練</td><td>1</td></tr><tr><td>地域防災指導訓練</td><td>1</td></tr></tbody></table>	教科目	時間数	講話・現場指揮・安全管理	1	火災防ぎょ訓練	2	水災活動訓練	2	救助・救命訓練	4	避難誘導訓練	2	災害情報収集・伝達訓練	1	地域防災指導訓練	1
教科目	時間数																																		
講話	1																																		
組織制度	1																																		
現場指揮	3																																		
防災	2																																		
安全管理	2																																		
事例研究	2																																		
行事その他	1																																		
計	12																																		
教科目	時間数																																		
講話・現場指揮・安全管理	1																																		
火災防ぎょ訓練	2																																		
水災活動訓練	2																																		
救助・救命訓練	4																																		
避難誘導訓練	2																																		
災害情報収集・伝達訓練	1																																		
地域防災指導訓練	1																																		

行事その他	1
計	14

(2) 分団指揮課程

教科目	時間数
講話・組織制度・安全管理	2
防災	3
災害対応図上訓練	2
事例研究	2
行事その他	1
計	10

備考 講話・組織制度・安全管理及び防災については、インターネットの利用その他の知事が適当と認める方法により実施することをもって、学校において実施することに代えることができる。

様式第6号(第13条関係)

[略]

本校 教育()科)を修了したことを証する

[略]

様式第6号(第13条関係)

[略]

本校 教育()科()課程)を修了したことを証する

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2(第13条の2関係)

指揮幹部科修了き章



- 1 大きさ 直径30ミリメートル
- 2 台地 七宝赤、七宝白
- 3 文字 七宝黒

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県消防学校教育訓練規則別表第6に規定する中級幹部科の所定の教科目を修了した者については、この規則による改正後の岩手県消防学校教育訓練規則別表第6に規定する指揮幹部科のうち分団指揮課程の所定の教科目を修了したものとみなす。